

東京都放課後子供教室推進事業実施要綱

	19 教生社第15号
	平成19年6月21日
一部改正	21 教地生第435号
	平成21年4月1日
一部改正	21 教地生第911号
	平成22年4月1日
一部改正	24 教地生第371号
	平成24年9月12日
一部改正	25 教地生第339号
	平成25年8月6日
一部改正	26 教地生第206号
	平成26年6月13日
一部改正	27 教地生第164号
	平成27年6月5日
一部改正	28 教地生第154号
	平成28年5月30日
一部改正	29 教地生第151号
	平成29年5月16日
一部改正	30 教地生第172号
	平成30年6月4日

第1 目的

この要綱は、区市町村が実施する放課後子供教室推進事業について、円滑に進めるとともに、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 放課後子供教室推進事業

1 趣旨

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動を行う。これらの取組を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 事業の内容

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 放課後子供教室の実施

区市町村においては、域内の放課後子供教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方策等を検討する運営委員会の設置や域内の放課後対策事業等の総合的な調整を担う者（以下「地域コーディネーター」という。）等の配置、様々な学習・体験・交流活動の実施等を行う。

本取組を実施する場合には、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日付26文科生第277号、雇児発0731第4号）に基づき、事業を実施するよう努めること。

また、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成30年3月6日生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）による、「幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（以下「地域学校協働活動」という。）」への発展に努めること。

ア 運営委員会の設置

(ア) 区市町村は、域内の放課後対策事業の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織をもって代替することができる。

(イ) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を行う。

(ウ) 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨を踏まえ、実情に応じて行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、学童クラブ関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 研修等の実施

(ア) 区市町村は、域内の地域コーディネーターに対して、放課後子供教室の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、資質向上を図るための研修や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。

(イ) 区市町村は、放課後対策事業等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下「協働活動支援員」という。）やプログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）等に対して、事業実施上必要な研修や、情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。

ウ 地域コーディネーターの配置

(ア) 区市町村は、地域コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、学童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら活動を行うものとする。その選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信用があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

(イ) 地域コーディネーターは、放課後子供教室と学童クラブとの連携についての調整のほか、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行うこと。

また、事業の実施に当たっては、学校支援活動、土曜日の教育活動、家庭教育支援活動等の活動間の連携を図るよう努めること。

エ 放課後子供教室の実施・運営

放課後子供教室の実施・運営に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て実施するよう努めるとともに、協働活動支援員や協働活動サポーター等を配置し、活動の充実を図ることとする。

また、特別な支援を必要とする子供たちに対する放課後等の支援活動を行う場合には、活動の内容や実施日数、対象とする子供の数等各地域の実情に応じて特別支援サポーターを配置することが可能である。

オ 一体型の放課後子供教室及び学童クラブの実施

放課後子供教室を実施する場合には、学童クラブが存在しない地域を除き、学童クラブと連携して実施に努めること。

一体型の放課後子供教室及び学童クラブとは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で、放課後子供教室と学童クラブの両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

カ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 本事業における地域学校協働活動等の実施・運営に当たっては、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

(イ) 一体型の放課後子供教室と学童クラブを実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、学校区ごとの協議会を必置とする。

(ウ) 協議会の参加者は、学校関係者、学童クラブの従事者、地域コーディネーター、協働活動支援員等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

キ 放課後子供教室と学童クラブの連携による実施

現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後子供教室及び学童クラブについては、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差支えない。このような一体型でない放課後子供教室及び学童クラブについても、両事業を連携して実施できるよう努めること。

(2) 放課後子供教室備品の整備

(1) に基づく放課後子供教室を新たに実施するため、実施施設に必要な設備の整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる（既存施設の改修を伴わないものに限る。）。

また、既に実施されている放課後子供教室が、新たに学童クラブと一体的に活動する初年度についても補助対象とする。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、東京都が指定する期日までに事業計画書を

提出するものとする。

5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、東京都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6 留意事項

- (1) 放課後子供教室は、子供たちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子供の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
- (2) 放課後子供教室の計画・実施に当たっては、「放課後子ども総合プラン」の推進を図る観点から、学童クラブと一体的に実施することにより、学童クラブの児童を含めた全ての子供たちの参加促進に努めること。
- (3) 国庫補助対象となる実施日数は、学校の課業日数や家庭教育との役割分担等を勘案し、原則として、年間250日未満、1日当たり4時間以内（休業日等で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数として、積算することとする。
- (4) 取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物等を実施する場合、又は国庫補助対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。
- (5) 対象となる子供の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子供に限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子供たちが参加できるよう配慮すること。
また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。
- (6) 事業の一部を社会教育関係団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- (7) 国及び都において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、区市町村においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数等、地域の実情に応じた目標を設定し、都に報告すること。また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について都に報告すること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、政治活動又は宗教活動に利用しないこと。

7 費用

都は、上記1から6までの要件を満たした放課後子供教室推進事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して、別に定める東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱の規定により費用の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。